

令和 4 年 8 月 26 日現在

機関番号：85406

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2021

課題番号：18K12668

研究課題名(和文)人工延命措置の差控え・中止をめぐる三種類の意思表示とこれに応じた制度構築

研究課題名(英文)3 Types Self-Determination on Withdrawing or Withholding of Life-Sustaining Medical Treatment

研究代表者

新谷 一郎 (Shintani, Kazuaki)

海上保安大学校(国際海洋政策研究センター)・国際海洋政策研究センター・准教授

研究者番号：40532677

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文):川崎協同病院事件の控訴審判決は「自己決定権による解釈だけで、治療中止を適法とすることには限界があるというべきである」、としたが、本研究においては、自己決定権のアプローチからでも、POLST、リビングウィルとヘルスケアのための持続的代理権の併用、そして「明白かつ説得力ある証拠」を基準とした代行判断の運用によって、治療中止の問題を解決しうる視座を提供したものである。さらに、AHNの中止に関連して、事前に指名された代理人と法律上の代理人の自己決定という観点からの質的相違について論じた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

自殺関与や同意殺人を禁止している刑法202条の適法性を論じるために、患者の自己決定権を重視するアプローチをとったうえで、治療中止を正当化するアプローチを行った。これは近年、アドバンス・ケア・プランニングの重要性が認識されていること、および各種ガイドラインにおける諸規定とも軌を一にするものであり、この点で社会的意義を有すると考えられる。

研究成果の概要(英文): On Kawasaki Kyodo Hospital Case, Tokyo-High Court ruled "The interpretation on self-determination itself doesn't serve the solution on justification of withdrawing or withholding of life-sustaining medical treatment." However, this study provides a perspective that focusing on self-determination is still important for treating this problem. Referring the legal system of United States, POLST, living-will and durable power of authority for Health-Care, and substituted judgement by the standard of clear and convincing, this study suggests the possibility of patient's self-determination for the solution of justification of withholding or withdrawing of life-sustaining medical treatment.

研究分野：刑法

キーワード：尊厳死 終末期医療 治療中止

1. 研究開始当初の背景

医師による治療中止の問題について、1998年に発生した川崎協同病院事件に関して、2007年の控訴審判決(東京高裁)は、家族の意見等による患者の意思推定については、現実的な意思の確認といってもフィクションにならざるを得ない面がある、ことなどを理由として「自己決定権による解釈だけで、治療中止を適法とすることには限界があるというべきである」と述べた。一方で臨床の場においては、ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の重要性が認識され始め、この問題に関連する各種ガイドラインにおいても患者の自己決定の実現が念頭に置かれていた。

他方で、刑法学説は、仮に患者の自己決定を貫徹できたとしても、刑法202条が同意殺人罪や自殺関与罪を規定していることとの矛盾のない説明が求められてきたなかで、患者が回復不能であるなどの条件をもとに、同条の適用がなされない場面がありうる、などの議論が展開されてきた。

2. 研究の目的

治療中止の刑法上の適法性について、通常は、殺人罪の構成要件に該当することを前提としてどのような条件のもとにこれを許容すべきかと議論されてきた。しかし本研究では、上記刑法202条と治療中止との関係性についての議論を契機として、治療中止の構成要件的評価を同意殺人罪と理解することができないかとの問題意識に立つ。202条の処罰根拠を、その時の死を望む意思が、継続的であるという保証がないため、すべての利益を内包する生命については、これを放棄する意思よりも、国の後見的保護が優先するという、いわばその者の将来への犯罪という理解に立てば、その将来が回復不能等を理由に限定的である場合には、直接的にその適法性を説明できると考えられる。ただし、治療中止において、患者の現在の意思を確認することは不可能であるため、事前の意思を手がかりにする必要がある。そこで本研究では、まず、このような事前の自己決定もまた、刑法上の「同意」すなわち、承諾もしくは囑託と解釈する可能性を検討するものである。

次に、治療中止の客観的側面として、すべての生命維持措置が拒否可能なのか否かについての問題を検討する。具体的には胃ろう等による人工的水分・栄養補給法(以下、AHN: Artificial Hydration and Nutrition とする)の中止に関するものである。わが国の刑法学説においてもAHNの中止は認められないとする見解が根強く存在し、事実アメリカにおいても、1986年の段階には17の州における治療中止に関連する法律が、AHNの中止を不可能なものとして取り扱ってきた。このような中で、拒否が不可能な類の生命維持措置が存在しうるのか、という問題もまた検討の対象に加える。

さらに、患者の意思を代行する者として、アメリカやドイツでは、患者本人が事前に指名したもののみならず、法律上の規定によって自動的に選任される者もまた、患者の治療中止について広範な権利を持つ立法例がある。しかし、自己決定を重視する立場からは、患者に指名された代理人と、法律上の規定によって選出されたにすぎない代理人には、患者の自己決定という観点からの質的な相違が感じられるため、両者をその権限および権限行使のための要件において差異を設ける法制度について検討を行う。

3. 研究の方法

アメリカとドイツを比較の対象として、その立法例、判例および学説をもとに、日本の立法についても利用可能な部分を抽出することを方法とする。とりわけ、アメリカは州によって立法も判例も異なることから多くの資料翻訳が必要であることから入念な検討を行う。

4. 研究成果

治療中止の適法性について、殺人罪ではなく、当該行為の構成要件的評価を同意殺人罪として、解決する視座を提供するために、アメリカの各州における立法を検討した。その結果、POLSTや事前指示書(リビングウィルとヘルスケアのための持続的代理権の併用)そして代行判断を行うとしても明白かつ説得力ある証拠基準に基づくのであれば、自己決定の重要性を維持しつつ、この治療中止の適法性を論じることができ、かつこれを同意殺人罪に該当するものとして議論する可能性を導いた。同意殺人罪の処罰根拠との関係をもとに、わが国特有の問題と関連させて、2019年8月に開催された世界医事法学会において、「Current Legal Situation and Future Perspective on Withholding or Withdrawing Life-Sustaining Medical Treatment in Japan」というタイトルでの口頭報告を行った。

さらに治療中止の客観的側面として、拒否することが不可能な生命維持措置が存在するのか否かという問題意識のもとで、AHNの中止に関するアメリカの議論を参照した。AHNについては、

もともと医療の側からは、これを中止したとしても非人道的な状況に至ることは稀であるとの指摘がなされており、AHN の中止は餓死ではなく急性脱水症状による死を帰結することが確認されたうえで、医療機関において患者が急性脱水症状によって死亡する際には、鎮静剤や鎮痛剤の利用と基本看護のもとで死亡するので、例えばハンガーストライキによる死亡のような凄惨な状況とはまったく異なる、と指摘されてきた。このように、現在のアメリカにおいてはすべての州において AHN の拒否が認められているが、これに関連して、代理人が患者から選ばれた agent か、あるいは法律上の規定による surrogate かで、その権限、および権限行使の要件に差が設けられている州が存在することに着目した。このように、患者本人が選んだ代理人や、患者本人の明確な意思がない限りは AHN の中止は認められないとする解決策は、治療中止に際しての「死への交渉過程」の重要性が認識されているわが国においても示唆に富むものと思われ、以上の論点について、「終末期医療における人工的水分・栄養補給法 (AHN) の特殊性について - アメリカ合衆国の議論と立法を素材として - 」と題して、山口厚他編『高橋則夫先生古希祝賀論文集 (下巻)』(成文堂、2022 年)に寄稿した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 新谷 一郎
2. 発表標題 Current Legal Situation and Future Perspective on Withholding or Withdrawing Life-Sustaining Medical Treatment in Japan
3. 学会等名 World Association for Medical Law (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 山口 厚、井田 良、佐伯 仁志、松原 芳博、仲道 祐樹	4. 発行年 2022年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 1038
3. 書名 高橋則夫先生古稀祝賀論文集 下巻	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------